

1 基本方針

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること。また、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として運動部・文化部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- 学校と地域が運動部・文化部活動について協働・融合して取り組む形を進められるよう検討していく。
- 地域に開かれた学校として、保護者や地域の方々に本校の運動部・文化部活動を理解してもらうために、方針や運動部・文化部年間活動計画を本校ホームページに掲載する。

2 運動部・文化部活動の休養日及び活動時間について

(1) 休養日

- 平日：1日以上
- 週休日：1日以上

※下記に示す強化指定部は、休養日を週1日と設定する期間がある場合は、設定できない休養日を他の週に振替える。

(2) 活動時間

- 平日：2時間程度
- 週休日等：3時間程度

※下記に示す強化指定部は、活動時間について、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ延長をすることができる。

(3) 長期休業中の休養日

- 長期の休業期間には、ある程度休養期間を設ける。

(4) その他

- 定期考査1週間前は原則、部活動休止日とする。
- 目標とする大会前に特別強化期間として休養日を週1日と設定する場合は、設定できない休養日を他の週に振替える。

3 大会参加、県外遠征等について

- 大会参加、県外遠征、合宿等については、本校「生徒会旅費規定」、「合宿規定」、「後援会費の予算に関する申合せ事項」「後援会費支出内規」による。
- 主催者が学校体育連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征を計画する場合は、参加許可申請書を校長に提出し、承諾後に保護者承諾書を添付する。
- 部活・合宿の経費については『部活動「部費」会計事務処理基準』にもとづき、適正な会計執行に努める。

4 年間計画及び活動実績について

- 運動部・文化部顧問は、2022年第1回部活動運営委員会（仮称）にむけ4月18日（月）までに、年間の活動計画を作成して提出する。第1回部活動運営委員会を4月21日（木）の職員会議後に行う。
- 運動部・文化部顧問は、翌月10日までに活動実績を提出する。

5 強化指定部

- 強化指定を受けたい部活動は部活動運営委員会（仮称）に、4月8日（金）までに強化指定申請書を提出する。（令和3年度は剣道部、野球部でした）
- 強化指定部については、部活動運営委員会（仮称）で検討し、校長が指定する。
①○○部 休養日毎週○曜日 活動時間 平日○時間程度 週休日等○時間程度
②××部 ■月■日～*月*日の期間のみ 休養日毎週○曜日・・・
（↑オフシーズンがある強化指定部という設定例）
③▲▲部 ……
④◆◆部 ……
⑤……

※設定できない休養日の振替えは各部の年間活動計画に示す。

6 その他

- 部活動運営委員会（仮称）については、委員長を教頭、事務局長を生徒指導担当者として、各部活動ごとに顧問代表1名をもって構成する。
- 運営委員会の業務を効率的に行うため、小委員会（作業部会）をおく。
メンバーは、教頭・生徒指導担当・体育部代表・文化部代表とする。
- 部費の取扱については、『部活動「部費」会計事務処理基準』にもとづき、適正な会計執行に努める。

※上記以外の事項については、山形県教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は2020年4月1日より実施する。

策定期日：2020年3月25日